

病院・有床診療所・助産所のスプリンクラー等設置補助情報

2013 年 10 月、福岡市内の整形外科病院で入院患者ら 10 人が死亡する火災事故が発生したことを踏まえ、今まで設置義務のなかった小規模な施設にもスプリンクラーなどの防災設備の設置が義務化されました。

H25 年度に厚生労働省ではスプリンクラー等を設置する施設に対して 1 m²あたり 17,000 円の補助金を出すことが正式決定され、来年度以降も成立の見込みです。

建物が賃貸契約等でも補助の対象になります。

賃貸等の場合、補助対象設備は建物所有者の所有とせずに補助事業者の所有とすることが条件になります。

診療所、病院、助産所の内、病床等を有している棟。(現行制度において設置義務のない棟で下記事業を行う時) 新規設置のみが補助の対象となります。

対象事業	補助支給額
スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む)	施設の面積を 2,000 m ² と仮定すると $\frac{2,000 \text{ m}^2}{\text{施設面積}} \times \frac{17,000 \text{ 円}}{\text{補助金額}} = \frac{3,400 \text{ 万円}}{\text{支給額}}$
自動火災報知設備整備	300 m ² 未満の施設に自動火災報知設備を整備する場合 1 施設当たり 100 万円 まで
火災通報装置整備	500 m ² 未満の施設に火災通報装置を整備する場合 1 施設当たり 30 万円 まで
工事に必要な諸経費	交通費, 消耗品, 製本費用等工事に必要な諸経費 但し設置工事費の 2.6%まで。消費税は対象外となります。

※パッケージ型自動消火設備とは
 ・消火薬剤を貯蔵したボンベと加圧用のガスボンベで自動的に消火。
 ・ポンプや水源が不要。

平成 26 年度補助事業の申請は、平成 26 年 4 月 24 日をもって終了いたしました。成 27 年度以降の事業実施につきましては、未定となっておりますが成立の見込みです。



事前相談から消防署への報告書提出まで、全てお任せください。
 まずはお気軽にお問い合わせ下さい。TEL : 03-3902-9119

お問い合わせから補助金申請，設置までの流れ

お問い合わせ

お問い合わせ

まずはお気軽にお問い合わせください。

打合せ

お客様のところまでお伺いし、ご要望をふまえお見積りさせていただきます。

事前調査

当社スタッフが建物の調査を行います。

所轄消防署との事前協議

当社スタッフが事前協議，着工届・技術手配・工事手配・消防署申請を提出します。

補助金申請

当社スタッフが補助金申請業務をサポートします。
(申請書類を提出し交付決定内示通知が届きます。)

施工業者選定～入札

市区町村により異なりますが競争入札か見積合わせになります。

施工業者決定ご契約

提案にご納得いただけましたらご契約となります。

ご契約

施工

設計 / 施工

確定検査

実績報告書提出

お引渡し，お取扱い説明

補助金受領

交付決定通知 / 補助金振込

最終的な補助金額が通知され、
報告書提出後、約一か月程で補助金が振り込まれます。

アフター フォロー

点検 / メンテナンスご契約

当社スタッフ（消防設備士・消防設備点検資格者）が点検などのメンテナンスを行います。

補助金取得までの流れ

(次ページご参照下さい。)

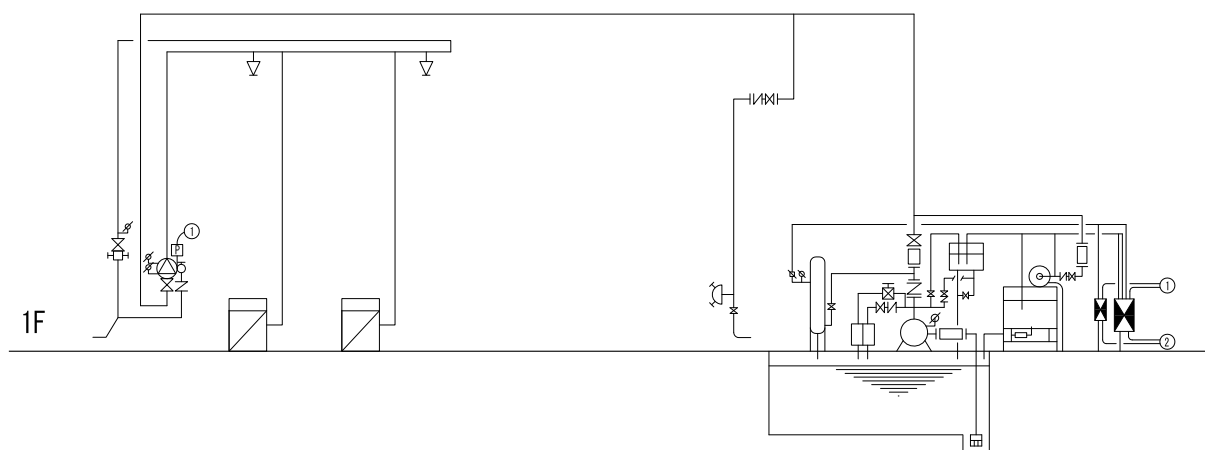
スプリンクラー設置の補助金を受けるには、指名競争入札を実施するなどの条件があり、必要書類なども多く煩雑です。施設規模にあわせた設備のプランニングから補助金申請まで、トータルにサポートさせていただいております。

製品概要

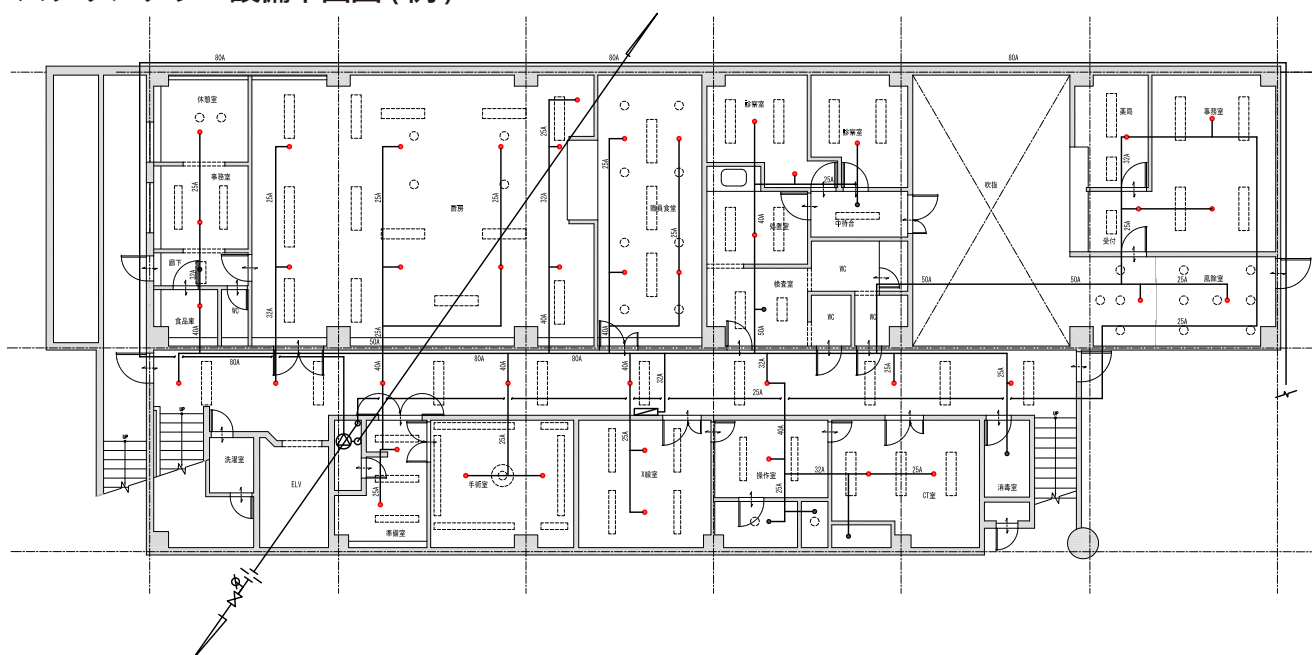
ポンプ方式

ポンプ方式の場合、スプリンクラーポンプ、消火水槽、流水検知装置、スプリンクラーヘッド、末端試験弁等で構成されていて、その他に非常電源として自家発電設備が設置されます。

スプリンクラー設備系統図(例)

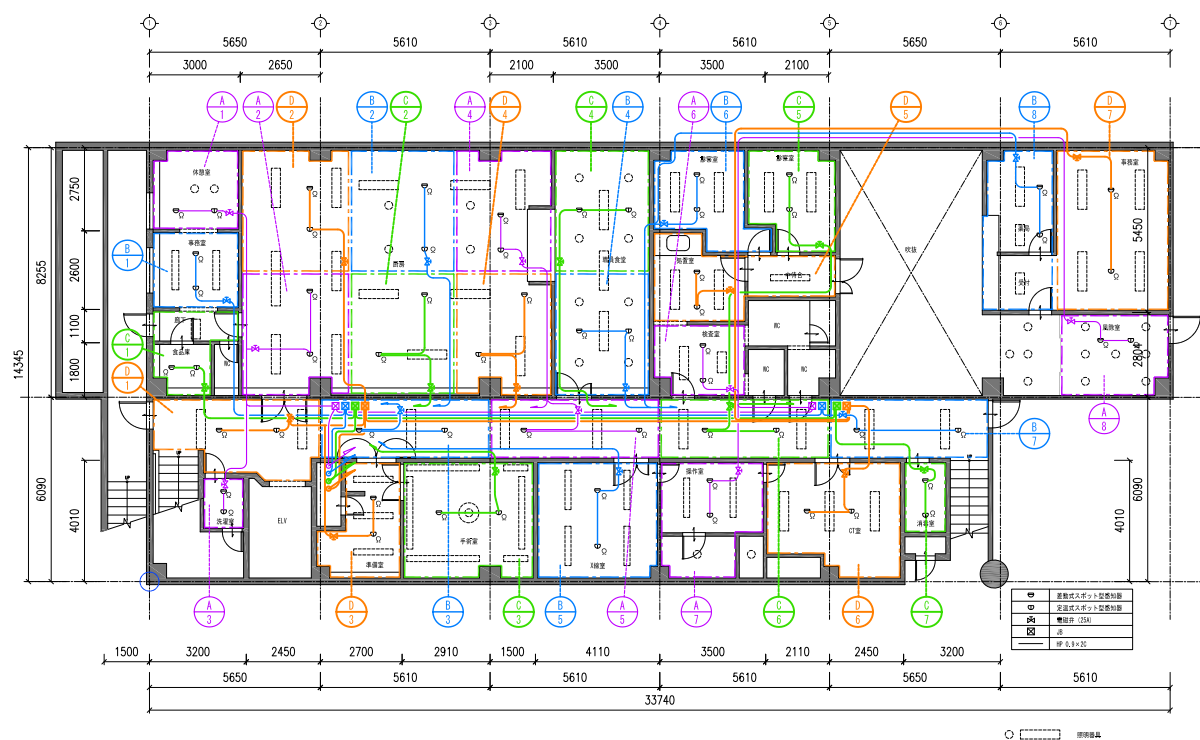


スプリンクラー設備平面図(例)



パッケージ型自動消火設備

警報設備平面図 (例)



消火設備平面図 (例)

